

# 空き家の適切な管理について



町では、「南越前町空き家等対策計画」に基づき、空き家対策に取り組み、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

## 空き家の現状

人口減少や高齢化を背景に、南越前町でも空き家が増加しています。空き家をお持ちの方は、近所に迷惑をかけたり、苦情がきたりしないように、適切に空き家を管理しましょう。また、今住んでいる家もやがて空き家になる可能性があります。家族で自宅の将来のことを考えてみましょう。

## 何が問題となっているの？

町に相談、要望、苦情として寄せられた事例では、「家屋の倒壊・破損」、「害虫・害獣の発生」、「火災・犯罪の誘発のおそれ」などの問題が発生しており、これにより生命・財産に危害を及ぼしたり、景観を損ねるなど、様々な形で住民の生活に影響しております。

## 持ち主の責任は？

空き家は個人資産です。このため、所有者や管理者が解体撤去も含め適切に管理することが大原則です。建物が倒壊し、物が落下するなどして近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合、その建物の所有者は損害賠償など管理責任を問われることがあります。

## 空き家をそのままにしてはいけないの？

良好に管理していれば、問題はありません。老朽化が著しく近隣住民や通行される方に被害をおよぼすおそれがある場合は、町が助言、指導を行うこととなります。それでも改善されない場合は、勧告、命令を行うこともあります。

## 建物の適切な維持管理を行いましょ！

建物の維持管理を怠ると災害・事故の引き金になることもあります。事故などが起きる前に、早めの対応をお願いします。

## 定期的に建物や庭木の状況を確認しましょう

建築の専門家に相談して、修理・改善をしましょう。老朽の著しい建物については、建築の専門家や解体業者に相談し、撤去処分を検討しましょう。土地、建物の賃貸、売却をお考えの際は、不動産業者に相談しましょう。

その他、空き家に関する相談・お問合せは総務課防災安全室もしくは建設整備課いずれかの窓口にご連絡ください。

■ 問合せ 総務課防災安全室 Tel 0778-47-8016 建設整備課 ☎ 0778-47-8003

## ハザードマップの更新について

令和元・2年度において福井県が新たな基準による浸水想定の見直しを行ったため、それを基に、令和元年にお配りした洪水ハザードマップを更新しました。このマップは、水防法で定められた「想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)」の条件で作成し、およそ1,000年に1回程度起こる降雨条件となっています。

また、県において最大クラスの津波が発生した場合に想定される津波浸水想定図を公表し、この結果を踏まえ、津波が発生した際に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域の津波災害を防止するため「津波災害警戒区域」の指定を行うこととしたため、「津波ハザードマップ」も更新しました。

更新したハザードマップは南越前町のホームページ

<http://www.town.minamiechizen.lg.jp/bousai/201/p003890.html>

よりダウンロードできます。

ハザードマップにより自宅付近の危険な状況を確認し、必要な避難行動や避難場所、避難経路や非常持ち出し品などを確認しておきましょう。

■ 問合せ 総務課防災安全室 Tel 0778-47-8016

